

芽室町の都市計画に関する基本的な方針

芽室町都市計画マスタープラン 【概要版】

2019年3月 改訂

芽室町

1 都市計画って本当に必要なの？

(1) 都市計画ってな～に？



この地図には地域ごとに色が塗ってあります。

「ここは住宅を建てるゾーン」・「ここはお店」・「ここは工場」など、建物を建てる時のルールが定めてあり、この地図を「都市計画図」といいます。

主な色分けで見ると、**緑色の部分は住宅が中心のゾーン**、**赤い色はお店など**、**青色は工場など**が建てられるゾーンです。

また、色が付いている部分全体を「市街化区域」、それ以外は「市街化調整区域」といいます。

○ 市街化区域 : 建物を建ててもいい場所
⇒ 開発を“促進”する地区

○ 市街化調整区域 : 基本的に建物は建てられない場所
⇒ 開発を“抑制”する地区

(2) もし都市計画がなかったら

ルールが無いと病院や学校の隣に大きな工場など…



都市計画というルールがあると…



先ほど見た「都市計画図」に色が付いていましたが、その色は「用途地域」という区分で色が分けられています。用途地域は、住居・商業・工業など茅室町では11種類に区分され、建築可能な建物などが決められています。

このことによって、上記のように住む場所、買いものする場所、工場などがある場所が分けられ、住みやすい都市づくりにつながります。

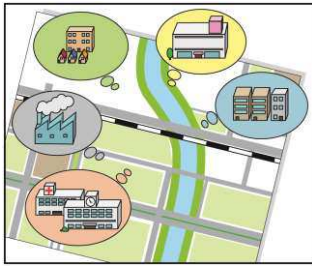
2 都市計画マスタープランとは

(1) 4つの分野の将来像

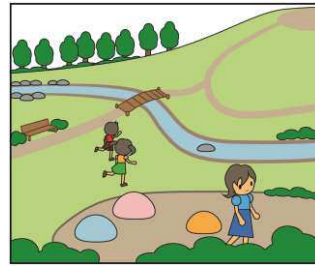
都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」という。）とは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づく計画です。

都市マスでは、主に次の4つの分野について、芽室町の将来像を描いています。

(1) 土地利用



(3) 公園・緑地・河川



(2) 交通施設



(4) 公共施設



(2) 計画期間

都市マスは、上位計画（第5期芽室町総合計画）との整合をはかり、目標年を平成38年度までとしました。



(3) 対象範囲

都市計画法に基づき北海道が指定した帯広圏都市計画区域のうち、芽室町区域内（8,200ha）。



3 「全体構想」 地域全体の都市づくり構想

全体構想では、芽室町の都市計画区域を全体でとらえた中で、都市マス策定検討会議などの議論および上位計画となる第5期芽室町総合計画の政策との関連性を整理して、目指すべき方向性・基本理念・基本目標を設定しました。

また、それらの理念を基に芽室町の将来都市像を図面上に表現しました。

(1) 目指すべき方向性

- ① 「安全・安心」
災害に強く人にやさしいまち
- ② 「有効な土地利用」
有効な土地利用と中心市街地活性化
- ③ 「自然・環境」
景観の保全と創造、環境保全

(2) 基本理念

芽室町の素晴らしい自然と景観に
囲まれた環境の中

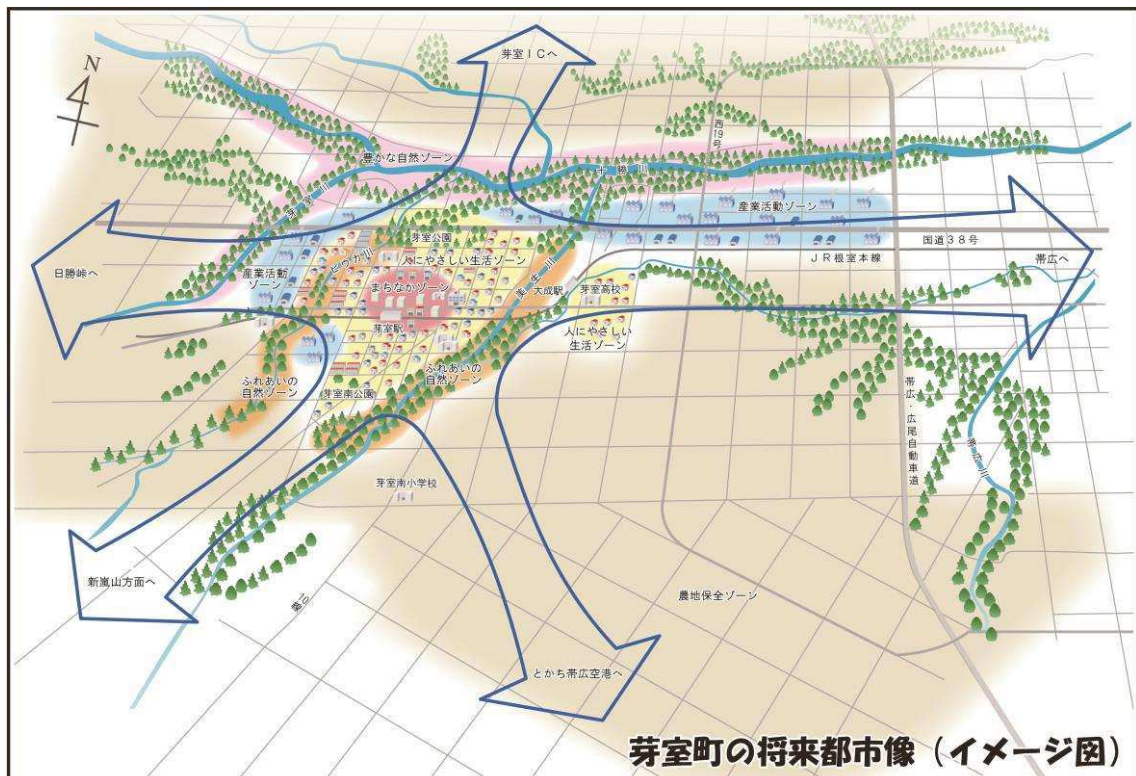
快適で安全・安心
笑顔あふれるまち

を町民と行政が一緒になって
育んでいきます。

(3) 基本目標

- ① 「町民の暮らしを守る」 安全で安心できる、人にやさしいまち
- ② 「町民が利用しやすい」 活力にあふれた、人が元気になるまち
- ③ 「町民が自然環境を育む」 きれいで住みよい、人が笑顔になるまち

(4) 芽室町の将来都市像



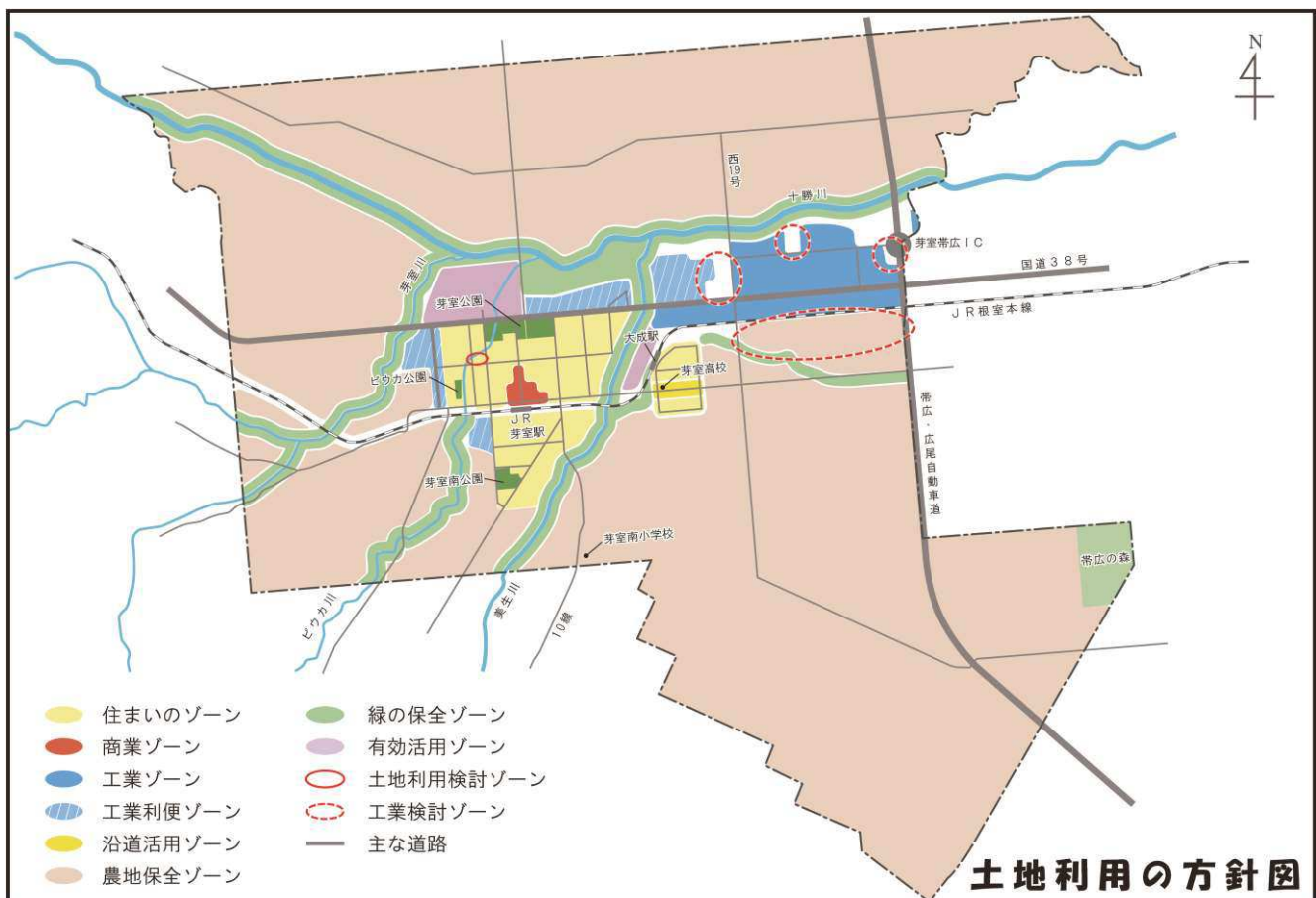
4 「分野別」の基本方針

都市を整備・開発・保全していくために、4つの分野の基本方針を定めます。

(1) 土地利用の基本方針

※ 前マスタープランから変更となった部分を赤字で表記しています。

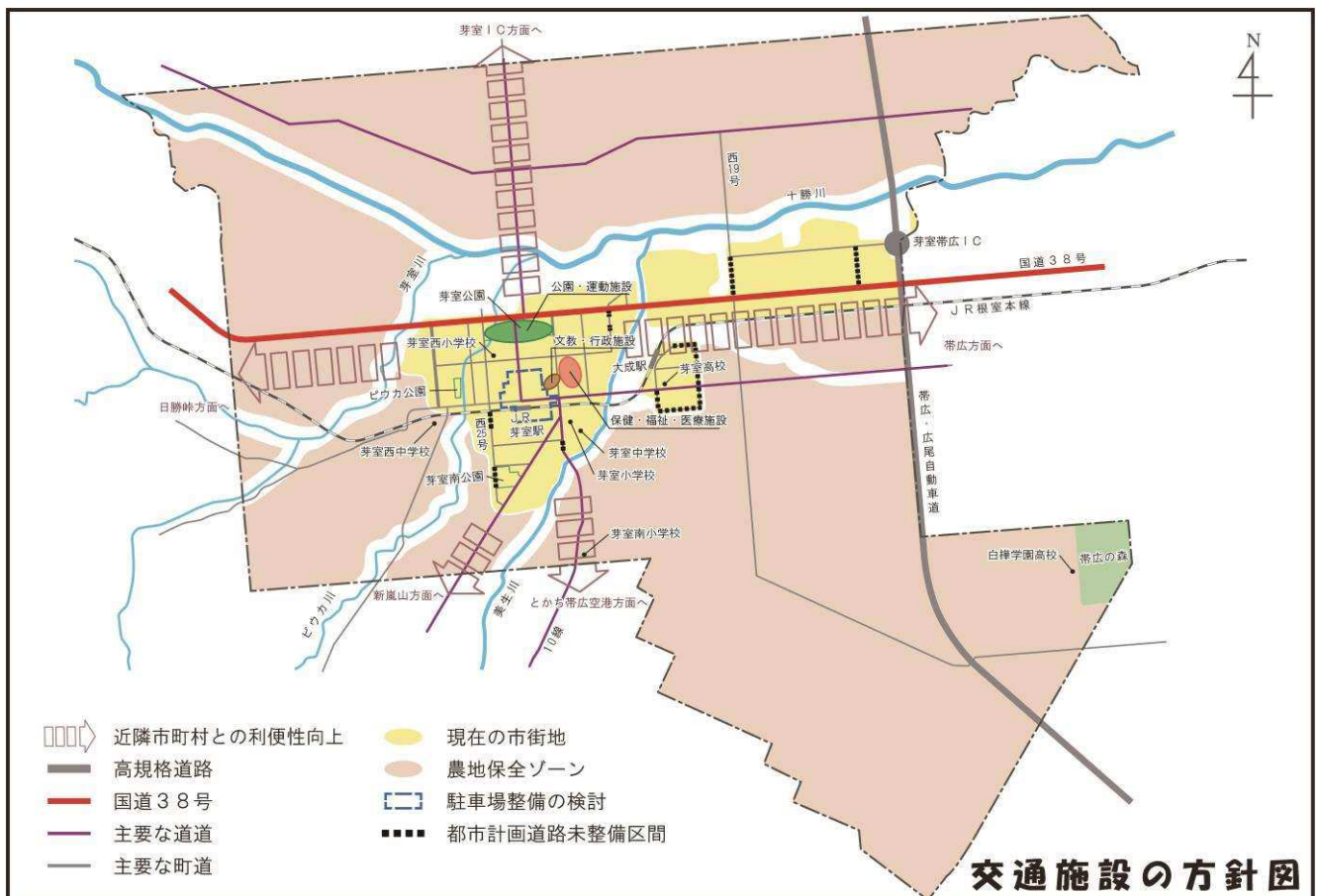
課 題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存工業団地内における分譲地の不足 ・ 住宅系と工業系の混在地域 	(ア) 「用途地域の配置」 企業の立地需要に応じた工業用地の確保や、住工混在の解消に向けた用途地域の配置を再検討し、良好な市街地形成を目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体バランスを考慮した市街地形成 	(イ) 「適正な市街地の形成」 低炭素社会への移行を見据えコンパクトでまとまりのある、利便性の高い市街地形成を目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家や空き地、低未利用地の有効活用 	(ウ) 「空き地の利用」 市街地の空き地や低未利用地を有効活用して、市街地の利便性を高めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ゆとりある街区整備の推進 	(エ) 「ゆとりのある土地利用」 街区整備は、ゆとりある街並みを目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ まちの景観、環境向上を意識した土地利用方策の検討 	(オ) 「街並みの景観」 美しい街並みをつくり、うるおいあるまちを目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化を意識した土地利用 	(カ) 「中心市街地の活性化」 中心市街地活性化を実現するべく、有効な土地利用をはかります。



(2) 交通施設の基本方針

※ 前マスタープランから変更となった部分を赤字で表記しています。

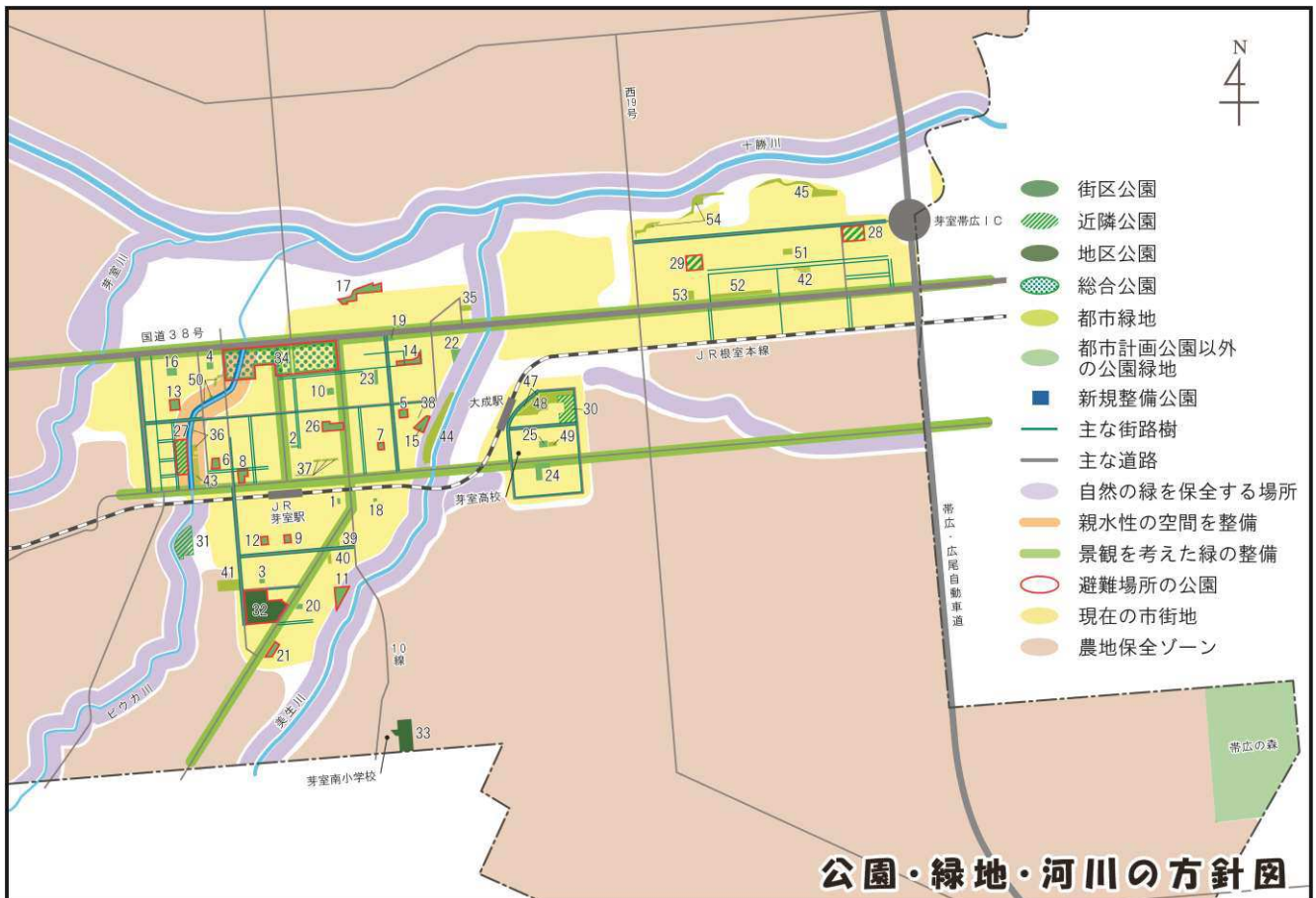
課 題	基本方針
・未着手のままとなっている都市計画道路の見直し	(ア) 「道路交通網の改善」 道路網全体を総合的に検証し、位置付けの見直しや土地利用に合わせた改善を進めます。
・安全な道路交通環境の整備	(イ) 「道路構造等の再検討」 ライフサイクルコストを踏まえた道路構造の検討を行い、自動車や歩行者が安全に通行できるまちを目指します。
・高齢社会を見据えた自動車依存型社会からの脱却	(ウ) 「生活を支える公共交通の充実」 公共交通の利便性を向上し、歩いて暮らせる交通環境を目指します。
・安全性を確保した通学路と、交通弱者への配慮	(エ) 「誰もが歩きやすい交通施設整備」 人にも環境にもやさしく誰もが安心して楽しく歩いて暮らせる交通施設を目指します。
・市街地に不足している駐車場整備	(オ) 「駐車場の整備」 駐車場の整備を推進し、路上駐車のないまちを目指します。
・景観面と機能面を両立した街路樹等の整備	(カ) 「総合的な街路樹等の整備」 景観面と機能面を両立した総合的な街路樹等整備を目指します。



(3) 公園・緑地・河川の基本方針

※ 前マスタープランから変更となった部分を赤字で表記しています。

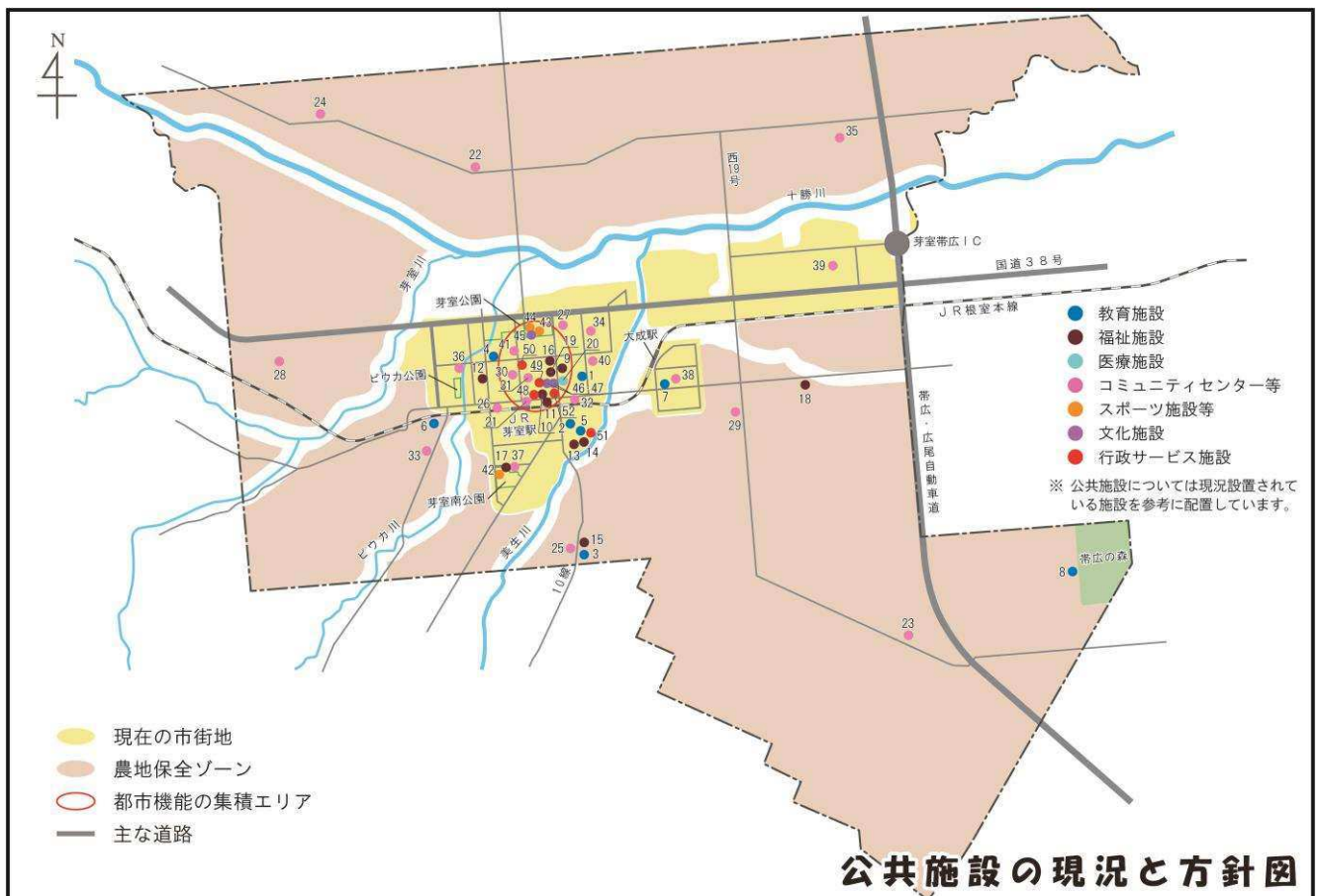
課 題	基 本 方 針
・ 利用者に合わせた公園の再整備と長期的な維持管理	(ア) 「公園緑地の整備」 時代の変化に応じた公園緑地の適切な整備により、身近な憩いの空間づくりを進めます。
・ 良好な自然環境の保全	(イ) 「既存の緑地・自然林等の活用」 緑地や自然林を活用し、自然と人の共生を目指します。
・ 河川沿いの自然環境の有効活用	(ウ) 「河川沿いの緑環境整備」 河川沿いの自然環境を整備し、親水性の空間づくりを進めます。
・ 景観機能面からの公園・緑地等の整備	(エ) 「景観の観点からの緑整備」 景観向上のための緑の整備や現存する緑の保全を推進し、まちにうおいを与えます。
・ 緑の持つ防災機能を意識した公園整備	(オ) 「防災の観点からの公園整備」 防災の観点からの公園整備を行い、安全性の高いまちを目指します。



(4) 公共施設の基本方針

※ 前マスタープランから変更となった部分を赤字で表記しています。

課 題	基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の維持更新に伴う町財政への圧迫 ・ 多様化する利用者ニーズに合った施設整備と既存施設の有効活用 ・ 公共施設への案内表示が不十分 	(ア) 「利用者ニーズに合った施設整備」 利用者ニーズに合った必要なサービスを持続的に提供していくため、利用者ニーズを踏まえた公共施設の適正化を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がいのある人など誰にもやさしく、環境にもやさしい施設整備 	(イ) 「人や環境にやさしい施設整備」 人にやさしく環境にもやさしい誰もが利用しやすい公共施設を目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 芽室町地域防災計画との整合をはかった施設整備 	(ウ) 「防災に配慮した施設整備」 防災に配慮した公共施設整備で、安全・安心なまちを目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観を意識した施設整備とクリーンエネルギーの活用 	(エ) 「景観面に配慮した施設整備」 景観に配慮した公共施設整備で、きれいなまちづくりを目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 芽室エリアだけでなく帯広圏域を意識した施設の配置と整備 	(オ) 「帯広圏域と連携した施設配置と整備」 帯広圏域と連携した公共施設の配置や整備を目指します。



5 「地域別構想」 地域別の都市づくり構想

全体構想では、芽室町の都市計画区域を全体でとらえ、芽室町都市計画の目指すべき基本理念と基本方針等を示しました。

ここでは、より地域に密着した分かりやすい計画にするため、まちの地形的特性や市街地の連続性を踏まえ、次のとおり2つの地域に区分して、それぞれの計画を定めました。

(1) 2つの区域

美生川を挟んで、

- ・西側を「芽室中央地域」

(市街地がコンパクトにまとまっている地域)

- ・東側を「芽室東地域」

(新しく市街地が形成され工業地域と一体的な開発が進められている地域)

この2地域に分けて、4つの分野に沿って、

「現状と課題」とそれに対する「解決の方向性」を定めます。

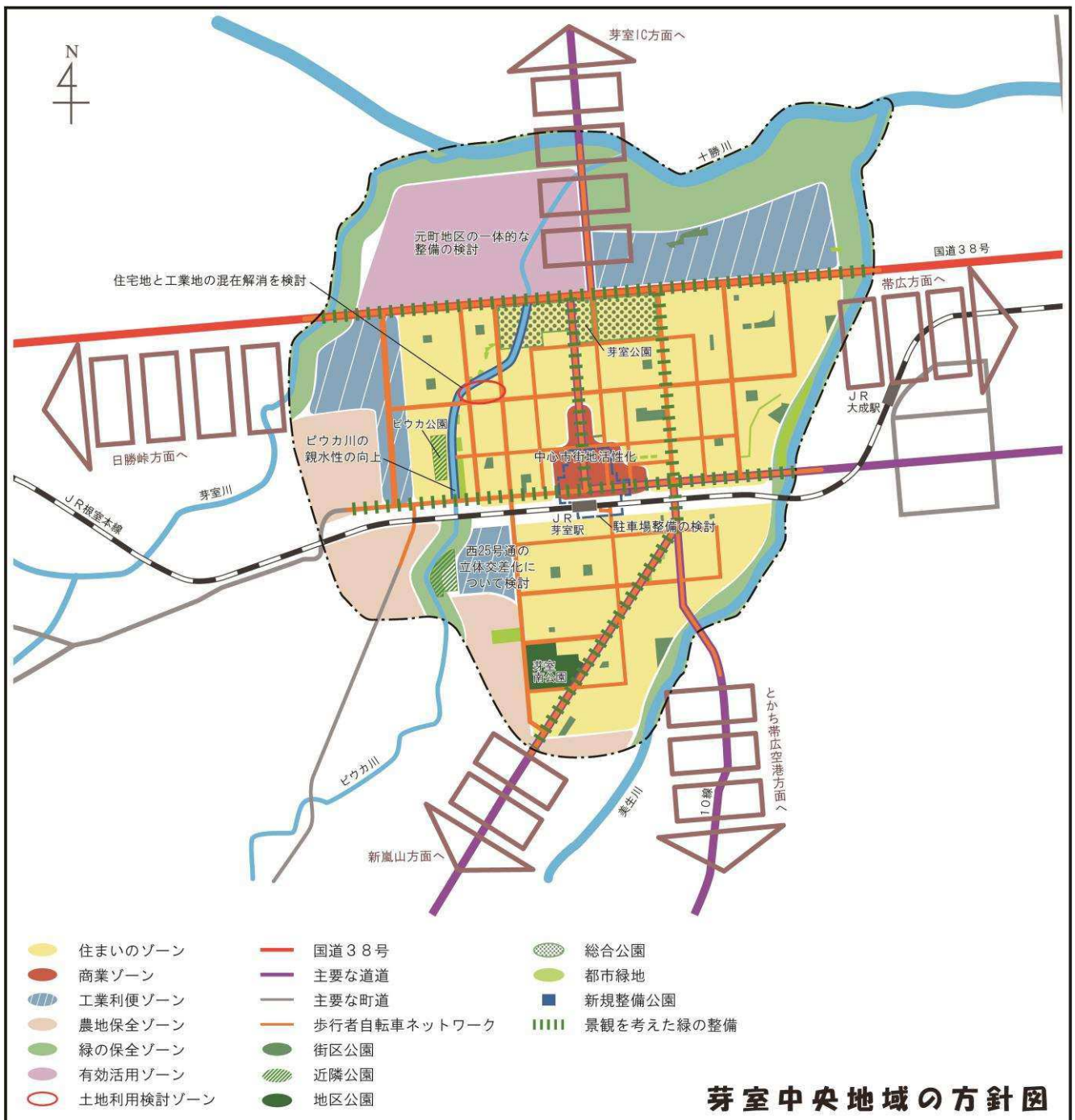


- ・地域分けは、都市計画施設を網羅するエリアで設定し、各地域の土地利用は方針図に定めます。
- ・特に住まいのゾーンは、第5期芽室町総合計画の土地利用の方向性と整合をはかっています。

(2) 芽室中央地域の将来ビジョン

芽室中央地域の将来ビジョン

今あるものを有効に活用し、誰もが親しみや愛着を持てるコンパクトな市街地を目指します。



(3) 芽室東地域の将来ビジョン

芽室東地域の将来ビジョン

交通アクセスの良さを活用し、環境に配慮した質の高い
職住近接の市街地を目指します。

